

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院生研究
2004年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院			文学 研究科	史学 専攻
指導教員	所属・職名		氏 名		
	文学部 教授	栗屋 憲太郎 印			
自然・人文の別	自然 ・ ○人文	個人・共同の別	○個人 ・ 共同 名		
研究課題	1930年代における海軍政策決定過程				
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年		氏 名		
	文学研究科 史学 M1	太田 久元 印			
研究組織	在籍研究科・専攻・学年		氏 名		
研究期間	2004 年度				
研究経費	195,883 千円				

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

1930年代の海軍の政策決定過程を研究課題として選んだ理由は、1930年代の海軍の政策が日本の対外政策と密接に関連していることにある。1930年の第一次ロンドン海軍縮小会議から、ジュネーブ一般軍縮会議、国際連盟脱退、第二次ロンドン海軍軍縮会議へと対外関係に関する会議が続発し、その中心課題は海軍の軍縮であった。しかし、先行研究で、これらを取り上げたものは少なく、その研究を行うことに意義を感じた。そこで、卒業論文で取り上げた「昭和八年海軍軍令部条例改正前後の海軍内派閥関係について」において、当該期の人事関係を考察したことの延長線上として、1930年代の海軍の政策決定過程を考察し、政策の一貫性を考察しようと考えた。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[第二次ロンドン海軍軍縮会議] [ジュネーブ一般軍縮会議] [国際連盟脱退]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

1930 年に行われた第一次ロンドン海軍軍縮会議において、兵力量決定に関し、海軍内部における海軍省と軍令部は、兵力量策定、すなわち編制大権が統帥大権の一部であるかどうかを巡って対立した。その後、1933 年、「軍令部令」、「海軍省軍令部業務互渉規程」が施行され、軍令部が海軍省と同等の位置となり、兵力量策定は軍令部の主務事項となった。こうした点を踏まえ、当該期の海軍の政策に一貫性があつたのかが課題であると考えられる。

そこで、1930 年の第一次ロンドン海軍軍縮会議から第二次ロンドン海軍軍縮会議までの海軍の政策決定過程に焦点をあてる。その理由は、この間に多国間協調体制を基礎としてきたワシントン体制から、日本が脱却していく過程であるからである。ロンドン海軍軍縮条約の批准過程において、軍事参議院の奉答書中にワシントン・ロンドン両海軍軍縮条約期限後に帝国国防方針に基づく国防兵力の完備を求めた。その後、満州事変勃発後であっても、ジュネーブ一般軍縮会議に参加し、国際連盟脱退に関しても、1933 年 1 月 19 日の閣議において「連盟脱退ノ場合モ軍縮ニ止マル件…海軍トシテハ修正ナシ」(「海軍中将岩村清一日記 昭和 7 年(覚書)」防衛研究所所蔵)と、軍縮という多国間体制への保持に関しては、海軍として一貫していた。しかし、1935 年の第二次ロンドン海軍軍縮会議において強硬論を展開し、1936 年ついに軍縮会議から脱退し、多国間協調体制から完全に脱却するのである。

ジュネーブ一般軍縮会議は、1932 年 2 月 2 日から 1933 年 12 月 11 日まで行われた会議で、64 カ国が参加した。この会議では、一般委員会と幹部会の二つに分かれ、幹部会で討議した内容を一般委員会で採決する方針を採った。ジュネーブ一般軍縮会議とワシントン・ロンドン海軍軍縮会議との相違点は、一般軍縮会議が国際連盟の主導の下、全世界規模で行われたのに対し、海軍軍縮会議は日米英仏伊の五国を中心に行われた限定した会議であったことにある。

この会議において、1932 年 12 月 9 日に日本側が提案したのが以下の通りであった。

1. 海軍問題については、日、英、米、仏、伊の五カ国で商議し、一般協定・特別協定の二段階に区分し、この協定を全世界の基礎とする。
2. 攻撃的艦船を縮小し、防御的艦船を増大する。
3. 全世界の各国を「太平洋組」・「大西洋組」・「欧州組」・「南米組」に分け、地域間における特殊事情を考慮し、軍縮を実行する。

しかし、日本側の本音は、「攻撃力ヲ減少シ防御力ヲ増大セシムベシトノ基礎的原則ハ、必然的ニ優勢海軍國ニ對シ、劣勢海軍國ニ比シ、一層大ナル犠牲ヲ提供セシムベキモノナルコトヲ要求スルモノニシテ、…殊ニ兩者ヲ通ジ同一率ノ縮減ヲ行ハントスルガ如キハ、其ノ縮減ノ大ナルニツレ、劣勢海軍國ノ安全感ヲ害スルノ程度愈大ナルベシ、故ニ主力艦及甲級巡洋艦ノ如キ、相對的性質濃厚ナル艦種ノ縮減ニ當リテハ、特ニ此ノ點ヲ考慮シ、劣勢海軍國ノ安全感ヲ傷ツケザルヲ要ス。」(「帝国提案」「齋藤實文書」166-6、国立国会図書館憲政資料室)というものであり、これは明らかに日本を「劣勢海軍國」、米英を「優勢海軍國」とみなしていた。具体案では、日米比が主力艦 7.3 : 10、甲級巡洋艦が 8.3 : 10、乙級巡洋艦、潜水艦保有量が同等といったように、それまでのワシントン・ロンドン海軍軍縮条約の比率を日本側に有利なようにしたものだった。つまり、ジュネーブ一般軍縮会議という全世界規模の軍縮会議で、日本海軍の従来主張を展開したのである。この背景には、ロンドン海軍軍縮条約批准において、軍事参議院が天皇への奉答書中に、「軍備ノ本質上各種兵力ノ最善ナル按配ハ國情ニ應シ自ラ動カスベカラザルモノアルヲ以テ永ク本條約ニ依リ羈束セラルルハ國防上頗ル不利トスル処ナリ乃チ本條約期間ノ終結ト共ニ帝國ノ最善トスル方策ニ依リ直ニ國防ヲ完備スルヲ要ス」(「昭和五年 軍令部記録ロンドン軍縮会議」防衛研究所所蔵)との文言が加えられていたことであつた。この主張が第二次ロンドン海軍軍縮会議の日本側主張の根本方針となる。

1933 年に入ると、国際連盟脱退問題が浮上してくる。海軍首脳部は早急な脱退に対して反対の姿勢をとった。「午後三時過軍務局長三省會議ヨリ舩ル陸軍ハ脱退ヲ急ク模様ナ

研究成果の概要 つづき

リ昨日ノ官邸會報ノ主旨ニヨリ海軍ハ脱退急ク可カラズト主張シ議遂ニ固マラス」(2月4日「海軍中将岩村清一日記 昭和八年」防衛研究所所蔵)、「陸軍次官カ次長及古賀少将ニモ質問セル由次長ハ□□ニアラス唯脱退ヲ本旨トシテ行動スヘキニ非ス脱退ノコトニ落ち付クヘキハ見透セルモ凡ユル努力ヲシタル後状勢止ムナシトナリ脱退セサレハ国民カ承知セル□□」(2月10日前掲「岩村日記」)と、艦隊派である高橋三吉軍令部次長までが、早急な脱退に対して反対の姿勢をとった。それにより、海軍は軟論であるという風評が流れるほどであった。こうした姿勢をとった背景には、国際連盟脱退後、国際連盟規約第15条による勧告や、九カ国条約、不戦条約違反となる場合を想定し、こうした場合、戦争の第一線に立つのは海軍であり、海軍としては軍備が完備されていないという理由であった。連盟脱退後、海軍は昭和九年度予算の編成に関して、大蔵省と対立することになる。これは、第二次海軍補充計画の早期実現を期したためであった。予算要求説明書では「満州事變勃發以來帝國ノ國際的環境ハ一大変化ヲ来シタルノミナラズ特ニ輓近ニ於ケル國際情勢竝ニ列強海軍軍備擴張ノ情況ニ鑑ミルトキ」といった文言を数多く使い、国際連盟脱退による危機感の創出を前面に押し出した。これに対し、大蔵省側も激しく抵抗したが、陸軍側が満州事件関係費から1千万円を海軍側に融通することで決着した。

1933年9月21日、海軍側は第二次ロンドン軍縮会議に対する対策を齊藤実首相に提出した。

- 昭和十年(一九三五年)ニ開カルベキ軍縮會議對策ハ概ネ左記四案ノ何レカヲ出デス
- 一、昭和七年十二月九日寿府一般軍縮會議ニ於ケル帝國ノ提案ヲ其ノ儘主張スベキカ
 - 二、右ニ比シ一層有利ナル比率又ハ保有量ヲ以テスル新案ヲ提案スベキカ
 - 三、主義ニ於テ軍備ノ平等ヲ主張シ實質ニ於テ各國カ第一號又ハ第二號ノ程度ニ止マル限り帝國モ亦自主的ニ之ヲ尊重スルコトヲ宣言スルノ方式ヲ採ルベキカ
 - 四、全然平等論ヲ以テ臨ムベキカ

この中で、第4号が最も良いとしていた。そして、10月6日、海軍軍縮会議への方針が海相から示された。この中では、一般軍縮会議において容認された軍備権の平等に関する原則を尊重した軍縮案と同時に、現存の条約は到底認められないものであり、協定が成らなかった場合には軍縮条約から脱退することを示唆した。

また、陸軍側も、1934年に参謀本部内に軍縮に対する対策研究会を設置し、軍縮問題に関し、海軍の立場を支持する一方、軍縮会議内で「東亜問題」、つまりは満州問題が議題に上がった場合は、これを徹底的に排除する方針を固めた。こうした中、陸海軍は共に「華府海軍軍備制限條約ノ廢止ヲ通告シ速ニ差等比率海軍兵力量保有ノ不利ナル拘束ヲ脱却スル」(「昭和九年五月 海軍軍縮會議ニ關スル書類綴」防衛研究所所蔵)と、ワシントン海軍軍縮条約からの脱退方針を決定した。第二次ロンドン海軍軍縮会議は、日本側が軍備平等権(攻撃的兵力の縮減)を主張したため、会議は紛糾し、1936年1月12日の訓令によって、第二次ロンドン海軍軍縮会議からの脱退を全権に命じ、同年3月、軍縮会議から日本は脱退することとなった。

このように、ジュネーブ一般軍縮会議から第二次ロンドン海軍軍縮会議に至る海軍の主張は、一貫性をもったものであった。しかし、1933年前半においては軍縮体制の保持を主眼としていたのに対し、1933年後半から軍縮体制からの脱却をも視野に入れた行動へと移っていき、ワシントン体制という多国間協調体制から脱却し、二国間外交へと変化していくのである。